

# 庁議の概要

開催日：H17.9.6

## ◎項目

- 1 事務事業の見直しについて【総務部】
- 2 その他

## ◎内容

### 1 事務事業の見直しについて【総務部】

総務部より、「歳出削減に向けた取組み（素案）」と、「事務改善に関する三課（財政課、業務改革推進室、行政管理課）による提案」について概要説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

#### 【説明概要】

前回の庁議で、事務事業の見直しについて説明した際、平成18年度においては、一般財源で約108億円の削減を目標として取り組む必要があるとの見解をお示した。財政課からは「事務事業の見直し」で各部局に提案もしたが、大幅な金額の見直しには至らなかったため、再度、個別の事業について見直しの投げかけもしたところである。

今回は、そうしたものを踏まえた歳出削減に向けた取組み（素案）について説明したい。

また、事務改善に関する三課（財政課、業務改革推進室、行政管理課）による提案については、知事部局各課に対して、改めて「こうした視点で見直しをしてはどうか。」という投げかけをするものである。

#### 歳出削減に向けた取組み（素案）

（注：下線部は、平成18年度当初予算編成に向けての新たな取組み）

#### （1）事務事業の抜本的な見直し

##### ア 財政危機回避に向けた事務事業見直し（対象344事業：約397億円）

義務経費を含め、事業評価や決算、仕事のあり方の見直しなどに基づき、廃止（休止）の可能性と削減のための裁量の有無を検討する。（既に投げかけ済み）

##### イ 県が実施する補助制度の見直し（対象251事業：約47億円）

対象とする制度は、各部局との間で「奨励的なもの」として整理したものであり、こうした補助金は極力統合（総合補助金化）する。決算の状況を見ると相当額の不用があるので、予算の30%としても、実態としては30%まではならないと考える。

目標：2年間で半減〔単年度 30%〕

##### ウ 投資的経費の見直し

これまでも大なたを振るってきたものである。地域の雇用などへの影響が大きいことから配慮は必要だが、公共事業費削減など国の方針の影響もあるので、どこまでできるか考えていく。

##### エ 県が管理・運営する施設の見直し（対象89施設：約90億円）

県自らが引き続き管理運営していくことの必要性を再検討

目標：部局調整費を中心に単年度 10%

##### オ 公社等外郭団体の見直し（対象31団体：約156億円）

委託料に係る消費税や、職員の給与カットなどへの対応についても早急に改善を図る。

目標：部局調整費を中心に単年度 10%

##### カ 特別会計・企業会計の見直し

起債の借換えなど、緊急的対応を含めた一般会計の負担軽減を図る。

キ 隠れ借金の整理

後年度負担を新たに生じさせないための対応策を検討

(2) 行政のスリム化の推進

ア 人件費の抑制

仕事の進め方や事務事業の見直しによる職員定数の削減や、職員給与費の適正化などに積極的に取り組み、人件費総額を抑制する。

本庁及び出先機関の業務の見直しと効果的な職員の配置

「事務改善に関する三課（財政課、業務改革推進室、行政管理課）による提案」により実施

定数削減計画の着実な実行

職員給与の抑制

諸手当の見直し

時間外の縮減

早期退職制度の拡充

イ その他の行政コストの抑制

アウトソーシング

旅費事務の外部委託に併せて、旅費制度を根本から見直す。

その他

- ・ 非常勤職員への対応……各業種の必要性の再検討
- ・ 臨時職員への対応……（目標）病産休を除き2年間で半減（単年度 30%）
- ・ 庁舎管理経費の節減……IP電話導入等の検討
- ・ 機動力、OAの更新……故障等による更新に限定

(3) 平成18年度当初予算編成の要求限度額の考え方（素案）

- ・ 上記(1)に沿って対応するとすれば、財政危機回避に向けた事務事業の見直しで約20億円、補助制度等の見直しで約13億円の、合計約33億円の一般財源が削減できる見込みだが、これを当初削減目標額の約108億円から控除しても、まだ約75億円不足する。
- ・ この不足額約75億円を、一律のシーリング率で補うと想定すると、裁量的経費に充てられている一般財源総額約478億円に対して約15%のカットが必要となる。
- ・ シーリング率を3パターンで例示すれば、事務事業見直し等による歳出削減額(約33億円)を除くと、

案 昨年並み	……	約38億円（事務事業見直し含めて約71億円）削減
		部局調整費：「その他經常経費」のみ 20%、その他 10%
		個別・重点化枠：なし
案 調整案	……	約56億円（事務事業見直し含めて約89億円）削減
		部局調整費：「貸付金」 20%、「その他經常経費」 30%、その他 10%、
		個別・重点化枠：個別 10%、重点化枠 20%
案 一律 15%	……	約72億円（事務事業見直し含めて約105億円）削減
		部局調整費： 15%
		個別・重点化枠： 15

となるが、今のところ財政サイドとしては、調整案が現実的かと考えている。

事務改善に関する三課（財政課、業務改革推進室、行政管理課）による提案

- ・ 危機的な財政状況を踏まえて三課で協議を行い、財政的な視点、アウトソーシングの視点、行政改革の視点などを考慮して取りまとめた。
- ・ 各部局においては、これらの提案に対する対応策を9月22日（木）までにまとめて、行政管理課に提出願いたい（様式自由）。
- ・ 各部局への提案内容については、別紙のとおりである。
- ・ 全体あるいは、関係部局が限定されるものに対する提案は、以下のとおりである。  
一次産業の従事者数・戸数・団体数と普及指導員の人数との比較が必要ではないか。  
工事費等が減少しているにも関わらず、職員数はそれに見合った減少をしていない。職員数の適正配置の検討が必要ではないか。  
部長職については、事務職員、技術職員の交流を行ってもよい。  
安芸病院の建て替えまでの存続が必要か。民間病院で対応可能ではないか。
- ・ 知事部局以外の委員会等は、今回の提案に準じて検討し、内容も含めて提出して頂きたい。
- ・ このほか事務事業の見直しについては、平成17年8月31日付け財政課長事務連絡文書に基づき実施して頂きたい。
- ・ 人口減少、少子・高齢化などが進む新しい時代に見合った行政組織にしていく必要がある。
- ・ 今後5年間で、500人削減する必要があり、削減できると思う。ただ、その後も更に削減を進め、将来は知事部局で3,000人体制ということも見据えていかなければならない。
- ・ これまで、予算編成と組織編成は別々にしてきたが、平成18年度からは一体となって行っていく。
- ・ 定数削減しても退職しないのではないかと心配もあるだろうが、そのことは、人材の活かし方も含めて総務部が責任をもって考えるので、各部局は積極的に人員削減を検討して頂きたい。

【主な意見】

- ・ 人員の量的な視点で言えば説明のあったとおりだと思うが、少なくなる（なった）ときの職員の質の確保も考えておく必要がある。
- ・ 各部局の企画課が必要か否かも検討するべきではないか。  
評価しなければならぬと考えている。
- ・ 地域支援企画員の検討も加えるべきではないか。  
行政改革の検討委員会のなかで、出先機関に先んじて地域支援企画員の活動を充実させるべきだとの意見があった。一方で、取組みの内容が小さく、今の出先機関が担っている地域の総合事務所的視点を企画員が持てるかは疑問だと思うという意見もあった。
- ・ 組織の見直しは、平成18年度からでも行うということか。  
小さな組織であるところは平成20年4月を待つ必要はない。平成15年度に組織の見直しをしたときの狙いを活かせる対応があれば、平成18年度からでもできるところはやっていく。
- ・ これまでの人員削減計画との関連は、どう位置付けているのか。  
平成20年4月までに10%削減する方針は変わらないが、それ以上の削減について、新行政改革大綱の策定を行っている。
- ・ 高知県は、今後、人や金をどこに投下するのかということを確認に打ち出すために、庁議などの場を通じて議論しておく必要がある。
- ・ 人件費削減（給与カット）は、現段階で具体案があるのか。  
事務事業の見直しなどの状況を見ながら、効果的な方法で行うこととなるだろうが、最終的には知事・副知事まで上げての判断になると考えている。

## 【知事から】

- ・ 縦割りの総合体としてやってきた県庁の仕事の仕方は、もう大きく変わらざるを得なくなっている。もちろん、積み上げとして何をしていくかという議論は必要だと思うが、総枠としてどんな県庁になっていくかを考えてやっていかなければならない。そういう意味で、アウトソーシングも進めてきた。
- ・ 一方で、財政状況も厳しくなり、事務事業の見直しということを投げかけた。しかし、今の人員数を前提にしたまま事業だけを減らしていこうと言っても、ほとんどの課からは何も出てこないのが現状ではないか。そういうことから、人員削減を含めてスリム化していくことを、各部署が考えなければならぬし、それなしにはアウトソーシングも組織の見直しも進まない。
- ・ こういう提案をするといろんな反発もあろうが、そういうことを指揮し、削減の計画を出していただくことが管理職の力の見せ所だと思う。
- ・ 給与の削減は、現在実施している一律削減ということを繰り返すべきではないと思う。次の給与削減を考える場合には、きちんと各職員の能力評価を行い、削減率に大きな差をつけていくことが必要だ。期末勤勉手当はもちろんのこと、仕事の仕方によって更に大きな差をつけていくことも視野に入れて、給与にも差をつけていくやり方なしには組織や人員の見直しは考えられない。総務部には、そうしたことを真剣に考えてもらいたい。
- ・ また、いわゆる「わたり」については、課長職以上は廃止されたものの、班長職にはまだ残っている状況にあるようだが、今の時代このようなことは認められないので、早急に改善すべきだと思う。
- ・ 技能職職員の事務職への転換は、上限年齢を抜きにして、例えば来年の3月を転換申出の最終期限として、その後は技能職撤廃をしていくことも考えてはどうか。言い方を換えれば、技能職や事務職というような職種の区分は撤廃すべきではないかと思う。
- ・ 個別のことで気になるのは、時間外勤務について、その業務内容に差がないのに、手当支給に差があるのではないかということだ。というのも、知事部局職員と警察職員が同じ業務（例えば災害復旧など）に就いているのに、手当の有無に差があると聞いた。もし、こうしたことが現在もあるならば改善すべきだ。
- ・ 以前に、退職する定年年齢を60歳ではなく、年金受給年齢まで上げたうえで、受給までの間の給与は現給の2分の1にするなど、給与費を抑制しながら人員体制を維持するための提案もあった。このような提案も対象として真剣に議論して、早く退職しても65歳までは大丈夫というような、受け皿づくりが必要だと思う。
- ・ 国民の行政や公務を見る目が変わってきていることは間違いない。こうしたときだからこそ、前向きに、思い切って仕事そのものを変えていかなければならないということ認識してほしい。

## 2 その他

企画振興部長から、9月11日（日）に行われる衆議院議員選挙の投票について、投票を積極的に呼びかけるよう協力依頼があった。

## 【説明概要】

- ・ 前回の衆議院議員選挙において、高知1区は投票率49.81%と、全国最下位であった。投票結果を分析すると、34歳以下の方が投票に行かなかったようだ。
- ・ 職員はもちろん、周囲の方々にも投票に行くよう呼びかけていただきたい。

## 事務改善に関する三課（財政課、業務改革推進室、行政管理課）による提案

- ・ 危機的な財政状況の中で、将来に向かって安定的な財政運営を確保するために様々な取り組みを行っています。  
この状況を踏まえて、三課で協議を行い財政的な視点、アウトソーシングの視点、行政改革の視点などを考慮して以下のような取りまとめを行いました。  
各部局、担当課室においては、これらの提案に対して対応策をまとめ、9月22日（木）までに行政管理課まで提出してください。（様式は自由とします。）  
パターンモデルとしてアウトソーシングを検討している業務の対応策のまとめ方については、業務改革推進室と協議してください。  
なお、この提案の内容がアウトソーシング等の全てではありません。各部局等でさらなる行財政改革に取り組んでください。

### 1 総務部

- (1) **総務企画課**
  - ・ 特になし
- (2) **政策法制課**
  - ・ 法令審査事務については、外部委託することを検討（条例の読み合わせ等）
  - ・ 訴訟業務を全面的に弁護士等に委託することは困難
- (3) **秘書課**
  - ・ 県職員の人数を減して（課長や補佐だけ残す）、人材派遣を受け入れることは十分に可能だが、それを実行するかどうかは政策判断
- (4) **広報課**
  - ・ 広報活動は民間が優れたノウハウを持っており、課の業務の大半についてはアウトソーシングを検討
  - ・ 記者室対応の非常勤ポストは、廃止する。（安芸総合庁舎、須崎総合庁舎においても同様に記者室対応の職を廃止する。）
- (5) **県政情報課**
  - ・ 県民室の受付と管財課の電話交換手とをセットにして、コールセンター的な機能の新設に向け検討チーム（県政、管財、業務）で検討中（パターンモデル）
- (6) **管財課**
  - ・ 庁舎管理について、民間のビル管理を参考に、現在直営で行っている事務部門を包括的に外部委託できないか検討中。ただし、業務のロットを大きくまとめすぎると県外大手業者が参入して県内業者の受注が難しくなること、逆に業務を分割しすぎると発注価格が高くなること等の問題がある。（パターンモデル）
  - ・ 車両管理については、車を全てリースにして、車検対応や点検業務などを包括的に外部委託することを検討する。出先機関の車両管理についても同様にリースの導入を検討。（パターンモデル）（運転士付き公用車は1km当たりの走行コストが3,827円となっている。）
  - ・ 庁舎管理及び遊休財産処分について、管財課が全県を統括（全権を持つ）し、建て替え計画、有効活用、処分計画、地震対策等に当たる。そのうえで、建物の維持管理、財産管理は各所属（出先機関も含めて）で行う。（パターンモデル）
  - ・ 交通安全協会が本庁舎2階に入っているが、本庁舎内に配置する必要性はないのではない

か。警察本部または周辺のビルへの移動を検討する。

- ・ 行政財産の目的外使用や占有に関する減免措置について、統一的な取扱いができていないため、整理を行う。(管理委託している施設も含めて)

(7) **行政管理課・人事企画課**

- ・ 民間会社の人事管理制度を調査し、県で導入・活用できる部分がないか検討を行う。
- ・ 給与認定事務の外部委託を検討

(8) **職員能力開発センター**

- ・ 研修業務については全面的にアウトソーシングし(平成19年4月目標)、県が直接行う事務は研修プランの決定に特化する。(パターンモデル)

(9) **行政経営改革室**

- ・ ぷらっとこうちの事務局を民間に委ねた後は、単独の室として存続させる必要はなくなる。  
人事企画課又は業務改革推進室との統合を検討

(10) **職員厚生課・職員健康課**

- ・ 平成19年度に立ち上げる総務事務センターに両課の業務の大半を集約し、順次、人材派遣を受け入れる。

(11) **財政課**

- ・ 業務量の大半は予算査定。以前は部局に予算編成の権限を一定委ねていたが、昨年からは査定を復活させている。県としての政策判断を求められる部門であり、外部への委託は困難
- ・ 県議会の質問取りについては、事務的に新聞社OB等に委託することは可能だろうが、議員との関係性を考えると委託できないと考えられる。
- ・ その他の業務としては、起債の借入等を金融機関に委託するかどうかの検討(それでも借入ルールは県が決定する必要がある。)

(12) **税務課・県税事務所**

- ・ 本課については、税制に関する政策判断を決定する部門であり、外部委託できる余地は少ない。
- ・ 県税事務所については、まず、徴税業務を外部委託すべきである。安い経費で徴収率の向上が期待される。(法的な整理が必要)
- ・ また、課税業務についても、定形的な業務はアウトソーシングを検討。  
納付書の発送業務等については、県全体の同種業務をまとめて処理する「発送センター」の設置等を検討

## 2 危機管理担当理事所管

(13) **危機管理課**

- ・ 火薬、高圧ガス、電気工事業等の産業保安業務については現在、一般事務職員が指導業務に従事しているが、民間業者への委託の拡大を検討する。

(14) **消防防災課**

- ・ 救急救助統計業務の調査表作成までのアウトソーシングを検討(パターンモデル)
- ・ 消防防災ヘリは、県が直接運航しなければいけない理由はない。全国的にも自主運航は秋田、長野、高知の3県のみ。多くの都道府県では外部委託している。
- ・ 航空業者からは、アウトソースに伴い「現在の人と機材をまとめて引き取る」との提案も受けている。
- ・ 現行のヘリ「りょうま」の寿命は、せいぜいあと10年程度。次のヘリを県が独自に購入するのは財政的に困難と思われる。
- ・ 四国4県が連携して、防災ヘリを共同運航することの可能性を検討

(15) **消防学校**

- ・ 消防学校を各県がそれぞれ設置する必要はない。そうした観点から、かつて事務的に四国4県の消防学校の統合を検討したようだが、各県それぞれの事情があり、具体的な検討には至っていない。
- ・ いずれかの県に機能を集約しようとしても、調整は難しいため、4県合同で一部事務組合を設立し、消防学校や試験研究機関を運営することの可能性を検討する。

**3 企画振興部**(1) **企画調整課、分権・連携推進室、資源・エネルギー課**

- ・ 各課の所管業務について、外部委託できるものは少ないと考えられるが、課のあり方そのものを検討（例：三課の統合及び物部川チームの地域づくり支援課への移管等）

(2) **私学・大学支援課**

- ・ 県立大学の独立行政法人化について（将来の検討課題）
- ・ 私立学校審議会開催業務について事務局機能のアウトソーシングを検討（パターンモデル）

(3) **地域づくり支援課**

- ・ 浦戸湾東部開発は終了したため、池公園の管理を都市計画課もしくは環境保全課へ移管する（公園管理の窓口を集約する。）

(4) **鳥獣対策室**

- ・ 狩猟者登録の申請受付、登録証発券業務はアウトソーシングを検討。（パターンモデル）

(5) **人権課**

- ・ 人権教育課（教育委員会）及び人権啓発センターとの役割分担、重複する業務の整理調整を行う。一本化の検討

**4 政策推進担当理事所管**(5) **政策推進課**

- ・ 秘書課と統合のうえ、官房機能としての「知事公室」の設置を検討

**5 情報化戦略推進担当理事所管**(6) **情報企画課、情報推進課、情報基盤課**

- ・ 県職員の業務は計画決定及び情報セキュリティ上の判断のコア部分に特化し、残りの業務はIT技術の専門家に委託する方が効率的であり、大幅なアウトソーシングを検討する。
- ・ 情報課予算積算業務は、これまでの民間委託から民間人の任期付き効用にシフトする方向。（パターンモデル）

(7) **統計課**

- ・ 現状では、国の指定統計を外部委託することが制約されているため、今後、国の規制緩和の動向を踏まえてアウトソーシングを検討

**6 健康福祉部**(1) **健康福祉企画課**

- ・ 特になし

(2) **保健福祉課**

- ・ 衛生研究所については、現場は研究等もあり今後も必要とされているが、全面アウトソーシングを検討
- ・ 旧保健所の業務で市町村に移管した業務については県の関与を少なくし、市町村の自立を

促す。業務内容を分析し、現在の職員数の適否について検討。

- ・ 一般的に職員数が多いとその分業務をつくってしまっているのではないか。
- ・ 軍人関係は個人情報が多く外に出せないところが多いが、作業場所を庁内とすることで対応するなど個別にどういう出し方があるか検討する必要がある。(パターンモデル)
- ・ 戦没者追悼式運営の委託範囲の拡大。(パターンモデル)

(3) **医療薬務課**

- ・ 総看は他に女子大もあるので県立の施設として2つは不要。
- ・ 幡多高看は、准看護師を対象としていたが今後は高卒者を対象に行っていく。

(4) **健康増進課**

- ・ そろそろ思春期相談センターを外に出す時期ではないか。元々その約束で予算化をした経緯がある。
- ・ 調理師試験の指定試験機関制度の活用を検討。(パターンモデル)

(5) **健康対策課**

- ・ 特定疾患業務のうち、審査部分以外の受付、問い合わせ対応などは、個別に検討をしている。件数にして年間3,000~4,000件ほどの処理がありかなりの手間となっている。(パターンモデル)

(6) **高齢者福祉課**

- ・ 施設職員や県民を対象とする各種研修事業のアウトソーシングを検討。

(7) **障害福祉課**

- ・ 南海学園については来年4月に民間移管の方向。
- ・ 小高坂更生センターについても民間移管。
- ・ 身障り八についても「あり方を考える会」からは、民間移管の方向で提言が出ている。
- ・ 療育福祉センターについては、出せるものから出すのではなく、まず、全部出すという考えのもと検討する必要がある。

(8) **児童福祉課**

- ・ 幡多児相については初期段階の相談が多いのではないが、困難案件については中央児相に対応してもらっているのではないか。幡多福祉保健所の必要な人員に兼務を掛ければ、経理や所長を単独で置く必要がなくなる。
- ・ 各種審議会が多すぎる。社会福祉審議会に統合して、個々については分科会などで対応するとか手間を省くことを考える必要がある。

(9) **福祉指導課**

- ・ 書面監査の事務作業部分などについてはアウトソーシングを検討中。(パターンモデル)

(10) **国保指導課**

- ・ レセプトの問い合わせ対応はアウトソーシングを検討中。(パターンモデル)

(11) **食品・衛生課**

- ・ 動物愛護と小動物管理センターをセットで考えているため、小動物管理センターをアウトソーシングできないと言っているが、この2つは切り離して考える必要があるのではないか。小動物管理センターについてはアウトソーシングを検討。
- ・ 食品衛生に関することは本当に県が行う業務か検討が必要。
- ・ 食肉衛生検査所は法律の縛りがあるようだが、実質それがなければ全て民間で行うことが出来る。このため、国へ指定検査機関制度の導入といった法の規制緩和の要望をあげて民間移管の方向で進める必要がある。



## 7 文化環境部

- (1) 文化環境企画課
- ・ 特になし
- (2) 循環型社会推進課
- ・ I S Oを含め、環境配慮のための庁内集計作業は、アウトソーシングを検討中。(パターンモデル)
  - ・ 地球温暖化対策や環境学習などについてはN P Oを育成してアウトソーシングしようとしているため、活動の大半をN P Oが担うこととなれば環境保全課や廃棄物対策課との統合も考えられる。
  - ・ 他県では、環境関係をN P Oに全部出しているところもある。
- (3) 環境保全課
- ・ (2)と同じでN P Oが出来たらアウトソーシングが可能な分野が広がる。
  - ・ 土佐寒蘭センターの廃止の検討
- (4) 環境研究センター
- ・ センターの業務は検査、分析業務などを中心にアウトソーシングを検討。こうした業務に関連する環境保全課の業務も連動して削減が可能。
- (5) 廃棄物対策課
- ・ 許認可や取締は県民の安心感がアウトソーシングの鍵。
- (6) エコプロジェクト推進課
- ・ 財団に移行する業務がほとんどであり、日高が動きだせば、課の在り方を整理する。
- (7) 文化推進課
- ・ 芸術祭関連など既に委託が進んでおり、アウトソーシングできるものはないが、まんが甲子園はN P Oが実施できればアウトソーシングする。
- (8) 国際交流課
- ・ パスポート業務はアウトソーシングを検討。狭隘問題の解決策として、庁外への移転がコスト大であれば、県民室との窓口業務の一本化も視野に幅広く検討する。
  - ・ パスポートの窓口業務は拡大する方向になっている。現在東西(幡多、安芸)で発券しているが、各福祉保健所(高幡、中央東、中央西)でも対応できるのではないか。(サービスの向上)
  - ・ 国際交流事業も国際交流協会へ出せる。この業務がなくなれば国際交流課は不要
  - ・ 海外研修生受入業務も協会へ委託している(パターンモデル)が、協会の体質のせい、十分なアウトソーシングになっていない。協会自体の意識改革も必要。
- (9) 県民生活課
- ・ 消費生活センターの業務は近年の架空詐欺やリフォーム詐欺などの増加で大変多忙であり、縮小すべき業務ではない。土日対応など体制の強化をしつつコストを抑制するやり方が必要。一つの方法として、市の消費相談窓口と一緒にってはどうかと課に提案している。市にもメリットのある形での提案ができるかどうかは鍵。
  - ・ 交通安全行政は、交通安全協会への委託が可能ではないか。それができれば非常勤の3名は不要。
  - ・ 事故相談所は件数が少なく、一カ所にまとめた。そもそも事故相談を県が受けて行うことが必要か。保険会社での対応又は弁護士への相談でカバーできないか。法必置でなければ要検討。
- (10) 男女共同参画・N P O課
- ・ 協働の視点でN P Oへの委託もなされており、新たにアウトソーシングできる部分は少な

いと思われる。

## 8 商工労働部

- (1) **商工労働企画課**
- ・ 名古屋事務所は見直していく（廃止の検討）。
- (2) **商工振興課**
- ・ シンガポール事務所の見直し。包括外部監査での指摘もある。いきなり廃止にするか所長の退職に併せるか、どちらかで廃止の方向を検討。
- (3) **計量検定所**
- ・ 定期検査や計量証明検査などはアウトソーシングを検討。代行検査が認められており、民が利用料金をとってやれば良いが、県の手数料があまりにも安いために民間代行の利用が少なく有資格者も少ないため、伸びない。県の指定を受けて受託するには法人格が必要でかつ営利団体でないことが条件のため、今のところ受け皿がない。（パターンモデル）
- (4) **産業振興センター**
- ・ 廃止が予定されている他の公社等職員の受け皿を予定。
- (5) **観光振興課**
- ・ ほとんどコンベンション協会へアウトソーシングできる。
  - ・ 足摺海洋館は指定管理者又は廃止も含めて検討。
  - ・ 議会で言われた観光局構想は、どんな業務にしていくのか見えないが、やるならまんが甲子園や四万十川、グリーンツーリズム、功名が辻など観光に関する庁内のあらゆるものを洗い出し、整理する必要がある。
  - ・ それより、観光コンベンションへ持っていった方がよい。まんが甲子園などのイベント的なものもやってもらったらよい。
- (6) **県産品ブランド室・海洋深層水対策室**
- ・ 一緒にする。深層水も一つの県産品という考え方ができる。海洋深層水の名前を残す必要があるのなら、室で残さなくても班の名前で残せばよい。
  - ・ 3人の課は改善しないといけない。
- (7) **金融課**
- ・ 貸金業関係の苦情相談（パターンモデル）及び特別会計経理（パターンモデル）についてアウトソーシングを検討中。
- (8) **企業立地課**
- ・ 経済情勢や価格面で売却困難な団地はアウトソーシングによる効果が未知数。
- (9) **経営流通課**
- ・ 金融課の高度化事業における診断業務をアウトソーシングするよう検討している。産業振興センターのプロパー職員にも診断士がおり、また県で資格を持った職員を派遣してそこでやらすという方法もあるが、センターは高度化診断を嫌がっている。
  - ・ 経営診断士協会は、受託の経験もあり前向き。（パターンモデル）
  - ・ 県単独診断は、庁内の有資格職員の有効活用と資格更新のため、登録制で実施することとすれば診断班は監督調整の1名程度で可能。
- (10) **雇用労働政策課**
- ・ 高等技術学校は、基本的には中村に残す必要はない。民でやっている科目は外し、本当に必要なもののみ県中央に残す。

## 9 産業技術担当理事所管

### 産業技術振興課

- ・ 試験機関を集めたことについて評価をしないといけない。現状でいいか、昔に戻すか。
- ・ 山間試験部の廃止。栽培方法の工夫で農技センターにおいて事業継続は可能。
- ・ 茶業試験場の廃止の検討
- ・ 水産試験場（パターンモデル）も在り方を検討。
- ・ 全国的な海洋資源の経年変化を見るため独立行政法人水産総合研究センターの委託で実施するものは、再委託可能な制度改正ができればアウトソーシングを検討。
- ・ 地方独立行政法人化の検討は、基本は独立採算であり、県からの補助でやっていくならやらない方がよい。
- ・ 内水面漁業センター（パターンモデル）も漁協と高知大でできるのではないか。
- ・ 魚病診断、魚類防疫員は、水産試験場にくっつける。
- ・ 産技全体として、各機関の在り方の検討、現在の体制になったのの評価、独立行政法人化の検討の3つが必要。

## 10 農林水産部

### (1) 農政企画課

- ・ 臨時職員（部長秘書）の活用方法の検討中。（パターンモデル）
- ・ 広報資料（部の行政要覧など）作成業務のアウトソーシングを検討中。（パターンモデル）

### (2) 農山村振興課

- ・ 蚕糸及び蚕糸に関する団体に関する業務は今では少なくなっている。

### (3) 担い手支援課

- ・ 青年農業者の育成指導及び研修業務で県職員の実務が発生しているならばその部分はアウトソーシングの可能性はある。
- ・ 改良資金等貸付金事務の農林水産部、森林局、海洋局の一元化と債権回収業務のアウトソーシングを検討中。（パターンモデル）

### (4) 団体指導課

- ・ 県庁共通のことだが、検査業務のあり方の精査が必要。専門知識のある民間（人）が検査をした方が効率的。（公認会計士・税理士など）  
県の職員でこのまま行うとしても、中小企業診断士の資格を有した職員をそれぞれの検査部門への配置をすることによって、検査業務が強化される。

### (5) 農業技術課

- ・ 普及指導員の普及手当の見直しが必要。  
農業大学校の見直しが必要。（農大・農振センター・農業技術センターを合わせた1人当たりの県費のコスト計算が必要。）  
他県との共同設置の検討  
現在の農業大学で県が負担している県費を奨学金制度に替え、県外の農業大学校へ行くための費用に対し補助することで農業大学校の廃止ができるのではないか。  
農業大学校は公の施設ということで、指定管理者制度への移行の検討も必要。

### (6) 環境農業課

- ・ 病虫害防除所の機能検討、農業技術センターの内部組織化（兼務発令・現在一部兼務発令有り）

### (7) 園芸流通課

- ・ 予算額の推移と職員数の推移を勘案し職員数をさらに削減する余地がある。

## ( 8 ) 地産地消課

- ・組織としては規模が小さいが課の名前が重要。

## ( 9 ) 畜産課

- ・特になし。

家畜保健衛生検査所は、ほとんどが獣医。今は、県庁に就職する獣医を確保することが難しい。(小動物獣医志望者が多い。)

## ( 10 ) 耕地課

- ・計画と工務と監督のうち計画だけ残してあとはアウトソーシングを検討。(土木と一緒に)土木事務所の業務見直し提案 = 農振センターの基盤課見直し提案  
事業量に見合った人員配置が本格的に必要。

## 1 1 競馬担当理事所管

## ( 11 ) 競馬対策室

- ・特になし。

## 1 2 森林局

## ( 1 ) 森林企画課

- ・特になし。

## ( 2 ) 森づくり推進課

- ・普及業務の見直し。( = 普及指導員の見直し )
- ・林業事務所での普及業務の必要があるのか検討 ( 農のように新たな作物がでてくる状況にはない )  
農・海と違い林は、普及業務と行政が一緒になって普及となっているが、本来普及となるものを限定しそれ以外は、普及業務から除く。  
造林をしてそれを刈り取る時代ではなく荒廃する山林をどうするのか、といった企画立案が今後重要な森林の政策となる。

## ( 3 ) 木の文化推進室

- ・今後の森林行政の中心となる。

## ( 4 ) 林業振興課

- ・貸付金 ( 担い手支援課と同じ )

## ( 5 ) 森林整備課 ( 森林土木 )

- ・土木事務所・耕地課と同じ

## ( 6 ) 間伐対策室

- ・特になし

## 1 3 海洋局

## ( 1 ) 海洋企画課

- ・特になし

## ( 2 ) 水産経営指導課

- ・団体指導課への業務移管。  
県庁全体として検査業務の一元化の検討。  
職員体制等は農の団体指導課と同じ。
- ・貸付金 ( 担い手支援課と同じ )

- ( 3 ) **漁業管理課**
  - ・ 漁船建造の許認可及び小型船舶の登録及び指導検査は漁協や漁船販売会社などに委託して実施できないか検討
  - ・ 漁業取り締まりは、司法警察なのでアウトソーシングは困難。
- ( 4 ) **水産振興課**
  - ・ 栽培漁業センター・漁業指導所の見直し。栽培漁業センターは水産試験場と別立てが本当に必要なのか疑問。
  - ・ 藻場の造成や養殖部門に力を注ぐようにしたらどうか。
  - ・ 漁業従事者と普及指導員の推移を比較したらもっとスリム化が可能ではないか。
  - ・ 流通経費を見直すことで、浜値を上げて、売値を下げる仕組みはできないか。(例えば、大手スーパーがビールを卸売業者を通じずに仕入れていることになって)
- ( 5 ) **漁港課**
  - ・ 漁港は、今後重点的な拠点港のみの整備にシフトすることを漁港課が政策協議で提案済み。

#### 1 4 土木部

- ・ 本課は事務処理、調整がほとんどで大きく変える要素がない。土木事務所の仕事の仕方を変えていくことで、本課の仕事の仕方も効率化していくしかない。
- ( 1 ) **土木企画課**
  - ・ 特になし。
- ( 2 ) **土木総務課**
  - ・ 特になし。
  - ・ 土木事務所については、道路、河川、海岸などを横断的に企画設計する部門や工事監督する部門など、地域の公物管理の視点に立って仕事の仕方を変えてアウトソーシングする手法を検討している。(パターンモデル)
- ( 3 ) **建設管理課**
  - ・ 土木事務所の入札・契約事務について、南国土木でアウトソーシングを検討中。(パターンモデル)
  - ・ C A L S の導入がスムーズに行けば事務の効率化が大きく進み、受け皿を育成してもアウトソーシング効果が出ない可能性もある。
- ( 4 ) **建設検査課**
  - ・ 本来は会計部門に属するべき。
- ( 5 ) **土地対策課**
  - ・ 特になし。
- ( 6 ) **用地管理課**
  - ・ 土木事務所の用地課を全てなくし、コンサルタントに委託することができないか。現地調査の段階で地権者と人間関係ができています。高速道路の用地買収も道路公団が県に委託して行っていることから、委託は可能ではないか。
  - ・ O B が会社を起こして買収から管理まで受託すれば、土地開発公社の受け皿にもなる。
  - ・ 県職員は、単価の設定や境界確定といった県民財産に関わることや、公権力の行使を行い、それ以外を委託する。境界確定は非常勤で対応すればよりコストダウンに繋がる。
  - ・ 屋外広告物、プレジャーボート、砂利の管理、料金徴収について、警察が駐車違反の取締りを民間委託するのと同じ考えができないか。
- ( 7 ) **河川管理課**
  - ・ ダムや河川の管理をどこまで委託できるかが課題。永瀬ダムで管理事務全般のアウトソー

シングを検討中。(パターンモデル)

- ・ 河川管理は非常勤で対応できる。
- (8) **河川整備課**
  - ・ 災害業務を全て所管しているが、名前からはわかりにくい。
- (9) **砂防課**
  - ・ 特になし。
- (10) **道路計画、建設、安全利用課**
  - ・ 南国土木で台帳整備のパターンモデルを整理中。
- (11) **都市計画、整備課**
  - ・ 屋外広告物等の料金徴収を委託できれば職員が行うよりコストダウンになるのではないか。
- (12) **下水道課**
  - ・ まとまってわかりやすいという評価がある。
- (13) **住宅企画・公営住宅課**
  - ・ (建築関係4課(13)~(15))のコア業務(技術力)を精査中)
- (14) **建築課**
  - ・ 民間委託した場合の技術力の確保が課題とされている。現在アンケートをして比較資料を作っているが、大きな設計は委託しているのだから、民間でもできるのではないか。
  - ・ 規模の小さい設計も含めて全てアウトソーシングできる。
  - ・ 設計、施工、管理はアウトソーシングできる。
  - ・ 建築職の処遇については、事務職に転職ということもできる。
- (15) **建築指導課**
  - ・ 建築許可確認は民間の指定機関で対応可能であり、高知市内は建設技術公社が営業している。
  - ・ 県から業務委託をすることは可能だが、競争性が働く状況にはないため高止まりの防止が必要。(パターンモデル)

## 15 港湾空港局

- (1) **港湾空港企画課**
  - ・ 財政状況からして、空港、港湾ともに大きな進展はないだろう。
  - ・ 空港は交通政策課に移管して、局ではなく、土木部内の課室にしてもよい。
- (2) **港湾課**
  - ・ 重要港湾以外は市町村に権限を委譲すればいいのではないか。交付税もおりるのだから。
  - ・ 高知港事務所は、指定管理者制度の導入に併せて事務を港湾課と高知土木事務所に振り分け廃止する。
- (3) **海岸課**
  - ・ 海岸、港湾施設の管理は指定管理者制度の導入やアウトソーシングができる。水門、陸こう等の管理事務は、標準契約書の作成などにより管理水準を確保したうえで、現在直営をアウトソーシングする。(パターンモデル)
- (4) **港湾空港振興課**
  - ・ ポートセールスは商工労働部、空港は企画振興部とする。

## 16 出納局

- ・ 総務事務センター(平成19年4月設置)に業務の大半を移管する。
- ・ 出納審査及び検査事務については、引き続き県が直接行う必要がある。

**1 7 全体（関係部局は提出）**

- ( 1 ) 一次産業の従事者数・戸数・団体数と普及指導員の人数との比較が必要。その数字が減少していれば適正な職員数を割り出し、見直しができる（職員数を減らせられる）。（技術職員の配置転換先の検討（試験研究機関など）は必要だが・・・） 技術職員の年齢構成も確認が必要。
- ( 2 ) 工事費等が減少しているにもかかわらず、職員数はそれに見合った減少をしていない。職員の適正配置について検討。
- ( 3 ) 部長職については、事務職員、技術職員の交流を行っても良い。
- ( 4 ) 新たな業務の実施にあたっては、行政管理課には調整権はあっても、こういったことに関しての決定権がない。（「行政組織に関すること」は行政管理課という規定はあるが業務の調整に関する決定権が行政管理課にあるとまでいえるのか）
- ( 5 ) 知事部局ではないが、安芸病院を建て替えてまでの存続が必要か検討する。患者数は減少していると聞いており、民間病院での対応ができるのではないか。（経営の健全化）
- ( 6 ) アンダーラインの箇所は平成 1 8 年度から取り組める内容のもの
- ( 7 ) 平成 1 9 年に総務事務センターが稼働した後は、事務職員の減員（5 0 人程度を想定）が見込まれる。
- ( 8 ) 知事部局以外の委員会等は、この提案に準じて検討し、内容も含めて提出する。
- ( 9 ) その他事務事業の見直しについては、平成 1 7 年 8 月 3 1 日付け財政課長事務連絡に基づき実施します。（重複している箇所があります。）